

論文

戦時朝鮮人労働者の労働現場の実態を考察する

長谷 亮介（歴史認識問題研究会研究員）

はじめに

2018年10月30日の韓国大法院判決を経て、韓国側と一部の日本人の間では、所謂「徴用工」と呼ばれている当時の朝鮮人労働者たちは「奴隷労働者」であった、という風潮を広めようとしている。

戦中の日本政府によって無理やり日本で働かされ、低賃金（もしくは無賃金）・悪条件の職場で働かされ、民族的差別を受けた被害者、というイメージの拡散である。人権問題に直結する「奴隷労働者」ならば、1965年の請求権協定をひっくり返せるという思惑から出ているのであろう。このイメージの出発点は、1965年に出版された朴慶植氏の『朝鮮人強制連行の記録』によって描かれた、朝鮮人の「強制連行」と「強制労働」であろう。ここから戦時朝鮮人労働者を「奴隷労働者」とするイメージが形成されるのである。現在でも日本人学者の多くが朴氏の学説を踏襲しており、東京大学教授の外村大氏の『朝鮮人強制連行』（2012年3月）が代表的である。

しかし、近年では朴氏の学説に反論する論文も現れており、戦時朝鮮人労働者は奴隷労働者ではないという研究も行われている。注目すべきは、その反論の手法である。

朴氏が1965年に出版した書籍で使用した一次資料の中に、意図的な分析（戦時朝鮮人労働者が民族的差別を受けていたと勘違いさせるような誘導）がなされているというのである。

落星台経済研究所研究委員である李宇衍氏は、「戦時期日本へ労務動員された朝鮮人鉱夫（石炭、金属）の賃金と民族間の格差」にて、朴氏は日本人鉱夫と朝鮮人鉱夫に民族差別による賃金格差があったとしているが、そのようなものはなかったと結論付けているのである。

李氏によると、朴氏は北海道某炭鉱の内鮮人（日本人と朝鮮人）賃金分布表を用いて、朝鮮人鉱夫が日本人鉱夫の給料よりも少ないことから賃金格差の問題を指摘しているが、これは正確ではないという。

実は、同一の史料には内鮮人の鉱山作業勤続年数の表も掲載されており、これを見ると日本人鉱夫の方が朝鮮人鉱夫よりも全体的に長期間勤務していることが分かるのである。即ち、内鮮間の賃金金額の差は「勤続期間」に基づく作業能率を反映しているのであり、民族差別による格差ではなかったのである（註1）。

上記の李氏の指摘は、朴氏を始めとした「強制連行」「強制労働」を主張する研究者たちが使用した一次資料を、改めて読み直す必要性を示唆している。そこで、本稿では朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』でも使用された『半島労務者勤労状況に関する調査報告』

(1943年5月)や『半島人労務者の作業能力に関する科学的見解 炭鉱における半島人労務者』(1943年9月)などの一次資料を改めて読み返し、その内容をまとめたい。当時の朝鮮人労務者の労働現場(主に炭鉱)の実態に迫ることで、戦時朝鮮人労働者は本当に「奴隷労働者」であったかどうかを考察する。

労働科学研究所報告『第1部 鉱業労働及労務管理 第8冊 半島労務者勤労状況に関する調査報告』(1943年5月)に記載されている内容

『半島労務者勤労状況に関する調査報告』(以後、第8冊と呼ぶ)では、合計13の鉱業所が調査対象となっている。それぞれA～Nとアルファベットで記載されており、Jは九州の鉱山とされているが、同書では記載がない。分布はA～Fが北海道、G～Iが本土、K～Nが九州となっている。

労働科学研究所の調査員が各炭鉱の労務所員から聞き取り調査などを行い、雇用主である会社側が半島人労務者へどのような労働現場を提供しているかを確認しているのである。

最初に全13社の鉱業所が朝鮮人労務者に抱いているイメージや作業に関する方針を見ていきたい。第8冊には「I 各事業場生産管理に関する報告」(PP.9～67)が記載されており、A～Nの鉱業所が朝鮮人労務者とどのように接していたかが報告されている。筆者がその共通項をまとめると、以下の通りとなる。

○各鉱業所における共通認識・共通事項

朝鮮人労務者の長所 同僚に対する同情心が強い
汚い作業に従事してもあまり嫌悪しない
肉体労働に対し耐久性が強い
両親に対する犠牲的精神が強く、年長者を尊敬する

朝鮮人労務者の短所 付和雷同性が強い
忍耐力に乏しく怠惰に流れる嫌いがある
動作が緩慢(訓練次第では一般労務者までになりえる)
虚偽の申し出を意としない
規律的概念に乏しい→鉱則を平気で破る

作業に配属するに於いての利害得失

- ・言葉が分からず、指揮指導上障害となる
- ・動作が緩慢である
- ・辛抱する力に乏しく、休むことが多い
- ・同一作業場に半島人のみを配置する場合には、技術的に劣り且つ鈍重なので危険性が多く、且つ他の作業部面に影響して作業の進行を不円滑とするおそれがあり、監視する必要が生ずる。

環境面

- ・ほとんどの鉱業所で内地人と同様に利用できる浴場、理髪店、配給所などがあり、中には野菜や魚などの商店・市場や朝鮮向けの飲食店も設置されている。

「朝鮮人労務者の短所」の項目を見ると、「民族差別である」という批判が飛び交いそうであるが、反面、これは当時の各鉱業所が抱いていた「不満」でもあるのだ。実際に、働く意欲がなく、規則を平気で破る朝鮮人労務者は、朝鮮へ送還させる「不良送還」という措置が取られていたのである。

注目すべきは「環境面」で、多くの鉱業所では日本人も朝鮮人も同じように施設を利用出来た、という点であろう。ここを見ると、民族的差別を受けた「奴隷労働者」のイメージは浮かんでこない。この辺りをもう少し掘り下げてみたい。

充実した環境と設備

第8冊には朝鮮人労務者を対象にした食事情や設備関連の調査が行われている。その中で筆者が特に注目した項目は「娯楽関連」である。以下に筆者が作成した表を掲載する。

・第8冊に記されている朝鮮人労務者の娯楽関連（筆者が作成したもの）

鉱業所	娯楽関連
A	寮には朝鮮将棋、朝鮮楽器（太鼓11個、鐘7～8個）を備えているが、前者はあまり利用せず、後者は半島人も喜び歌う。ただし、あまりに喧嘩なため公休日以外には許可しない。蓄音機、ラジオ、半島レコードを備えているが、すぐに壊してしまう。 半島人のみを対象にした映画会を年4回開催している。また、彼らだけの演芸会を各寮にて年4～5回開催し、大いに喜ばれている。 賭博は厳重に禁止しているが、決して止めない。 市街地には飲食店、特に半島料理店があり各人適当に気分転換を図りつつある。 半島人酌婦を16名置き、遊興費については会社にて価格を定めているが、酌婦に対する検診は治療の責任を免れるため会社の医局では行わず、町医に委ねている。
B	半島人は一般に相撲と駆け足等を好む。 半島人のみを対象とした映画会を協和会又は会社主催で月1回くらいの割合で開催している。 市街地に半島人銘酒屋1戸の開業を許し半島人酌婦7名を置く。予防具は各寮に備え付け、各自無償で使用させているが利用者は少ない。 検診は警察署のそれに委ねている。家族呼び寄せが最上の解決策なので、それを指導している。
C	各寮公平にラジオ、蓄音機、新聞雑誌、内鮮両将棋、金棒などを設置している。 半島人労務者の気分転換、性欲解決策として半島労務者居住地区中心に慰安所を置く。建物を無償貸与し、他労務課にて物資を配給監督する。契約書により遊興費を定める。半島酌婦16人を置き、毎月1回炭鉱病院にて検診すると共に予防具を各寮に無料で備えつけるが、利用する者は少ない。
D	年2回くらい寮内素人演芸会を開く。蓄音機は一度与えたがすぐ壊してしまったという。 市街地に半島銘酒屋（半島酌婦2～3人）1戸、内地人銘酒屋も数戸ある。
E	寮にて時々素人演芸会を催し、半島労務者の歓迎を受けている。 昨年に初めて遠足を試みて高成績を取めた。50人宛2班に分かれ札幌に赴き、札幌神社、護国神社などに参拝させた。 演芸会、遠足共に経費は会社が負担した。 「太陽館」（建物無償貸与）という娯楽館（半島人酌婦6人から3、4人へ減少）が経営されているが、利用者が少ない為近く閉店の予定。
F	寮には半島語、内地語の各新聞、アサヒグラフ、写真ニュースの他、単行本も置く。 朝鮮将棋、朝鮮楽器なども置く。各寮にて年1～2回、休日を利用して囲碁会、将棋会を開催し賞金を出す。半島人は一般にフットボールを好むので、それを組織化したいと考えている。半島映画、半島劇団も年2回ほど会社に招いて観覧させる。 性欲解決策として、半島銘酒屋1軒を指定し、建物を無償貸与して半島人に経営させる。半島人酌婦4人、毎月炭鉱医局で検診させる。
G	囲碁、将棋、図書室、ビリヤード室あり。音楽に関してはブラスバンドがある。 映画歌劇、遠足登山を催した。運動会、弓道大会が年1回、野球大会、競技大会が年2回、テニス大会が年3～4回開催される。

H	運動会年2回、スキー大会年2回、素人演芸会年1回、柔道衣・剣道具を備えている。まわしを買って相撲をさせる。スキーを寮に設備する。映画会（月2回以上）あり。ブラスバンド2組あり、朝鮮楽器も購入する。
I	合宿所娛樂室にて月1～2回の茶話会が催される。映画会も月1～2回開催される。ラジオ、蓄音機を備え付ける。
K	記載なし
L	半島映画を毎月1回流しているが、フィルム不足。 音楽関係は半島人用の設備なし。その他の慰楽に関する施設で半島人使用の設備なし。
M	記載なし
N	記載なし

これを見て、戦時朝鮮人労働者は奴隷労働を強いられたと言えるだろうか。遠足や競技大会（賞金もあり）が開催され、中にはブラスバンドやビリヤード室、スキー場を設置されている鉱業所もあり、彼らを「奴隷」とであると言うのならば、現代の労働者の多くが奴隷労働者になるのではないか。

日常生活においても、会社側は朝鮮人労務者を内地人（日本人）同様に扱うことを意識していたことが窺える。M鉱業所では、「一緒に寝よ、一緒に飯を食へ、一緒に遊びに行け、共に生活せよ」という注意が、労務課長より与えられている（註2）。A鉱業所の調査では、朝鮮人家庭などを日本人主婦が世話をしているという内容も記載されており（註3）、浴場なども日本人と朝鮮人の混浴がほとんどであった。これらの点から見ても、日本人と朝鮮人が日常生活でも交流していたことが窺える。

外村大『朝鮮人強制連行』（2012年3月）では、動員された朝鮮人たちの状況を次のように説明している。傍線部は筆者がつけたものである。

（日本人から同胞として、また感謝される存在として扱われるような）社会的雰囲気
が広がっていたという事実は確認できない。（中略）配置された職場においてトラブル
が多発していた。そして、一般の日本人民衆からも温かい対応を受けたとはい
いがたい。逆に彼らは警戒すべき異質な存在として扱われていた。職場では逃亡防止
のための監視が行われ、労務管理や住居（寮や社宅）も通常は日本人と別であった。
そして近隣住民との接触も極度に限定的であった。それは、逃亡者をかくまったと
か、腹をすかして寮を抜け出した者に食事を与えたといった、あってはならない事態
として起こったものの他は確認できない。（外村大『朝鮮人強制連行』p.98）

外村氏の上記の主張は、戦後に調査された証言などの内容を基に構成されているが、一次資料である調査報告内容とあまりに乖離がある。少なくとも、朝鮮人労働者を「警戒すべき異質な存在」と認識していたのであれば、多くの鉱業所が手厚い娯楽を用意していたことと矛盾が生じる。

警戒の証拠として、労務管理や住居の「内鮮別離」、近隣住民との限定的接触を外村氏は挙げているが、第8冊を見ると違和感が出てくる。これが一部の鉱業所、あるいは限定された地域の話ならばまだ問題はないかもしれないが、外村氏は明らかに日本全国での傾向として話している。

全国の鉱業所を調査した一次資料は、日本人主婦などが半島人労務者の世話をしたこと、浴場が混浴になっていること、内地人同様に市街地に繰り出せたことなどを明らかに

しているのである。これらを見做して、当時の朝鮮人労働者が「警戒すべき異質な存在」として認識されていたという主張は、再考する必要があるのではないか。

さらに付け加えると、E鉱業所では「朝鮮人」という言葉は絶対に使わぬよう労働者全体に言い渡し、「半島さん」と言わせ、子供のごとく扱わせるようにしたという。(註4)

食事と労働時間に関して

従来、動員された朝鮮人の証言では、労働するには十分とは言えない食事量や長時間労働の強要などが語られており(註5)、この点も奴隷労働者と結びつき易いであろう。

では、一次資料ではどのような内容になっているのか。

食事に関しては、祝祭日には半島料理や御馳走を振舞っていた事業所も存在していた(C、E、F鉱業所)。さらに言及すると、毎週日曜日と祝祭日は仕事も休みとなり(1942年当時)、A鉱業所では祝祭日には給与の6割が支給されていたという(註6)。

食事量に関しては、A、C、E、H鉱業所が一日に7合の主食(米)を配給していると明記している。7合と言っても雑穀米で、米：豆類が1：1か2：1の割合で混ぜ合わされたものである。これに副食物や汁物が加わる。1942年までは戦況悪化の影響を受けていない為か、主食の配給量は存外に多い。

さらに、G鉱業所では日本人労働者よりも朝鮮人労働者の方が、主食の配給量が多かったことが明らかにされている。

G鉱業所における配給量

主食物並副食物補給額(半島人合宿) 合宿徴収料一日55銭			
米補給額	10,851.12円	米総量 準合宿者分 合宿者分	
副食物補給額	6,382.12円	258.36石 - 6.82石 = 251.54石	
調味料代	2,618.47円	合宿者1か月延人員	38,685人
備品代	399.38円	準合宿者1か月延人員	1,705人
雑品代	156.43円	合宿者一日一人当米配給量	6.5合強
木炭代	33.01円		
水道使用料	31.00円		
賄人給料	1,193.65円		
計	21,665.58円		

主食物並副食物補給額(内地人合宿) 徴収料一日55銭			
米補給額	1,337.02円	米総量 準合宿者分 合宿者分	
副食物補給額	1,693.08円	31.834石 - 2.852石 = 28.98石	
調味料代	450.12円	合宿者1か月延人員	5,134人
雑品代	197.92円	準合宿者1か月延人員	713人
木炭代	51.75円	合宿者一日一人当米配給量	5.64合
水道使用料	13.00円		
賄人給料	257.02円		
計	4,055.67円		

米配給量は、合宿者分÷合宿者1か月延人員で計算されている。(第8冊 p.103)

上記表のように、朝鮮人労働者は6.5合強に対し、日本人労働者は5.64合であり、約1合の差が出ていたのである。この点を、戦時朝鮮人労働者は奴隷労働を強いられたと唱える人々はどのように捉えるのであろうか。

また、酒はほとんどの鉱業所で支給されている。『特高月報』を見ると、泥酔した朝鮮人労働者が問題を起すことも少なくなかったようである。一つだけ例を挙げると、1943年7月分の『特高月報』では、貝島大之浦鉱業所の朝鮮人訓練班長が泥酔し、同僚隊員に暴行した上に指導員に抗争を挑んで警察官に検挙される事件が起きている(註7)。酒を支給する所では提供日を公休日やその前日に与える傾向があり、D鉱業所では酒の室内持ち込みを禁じていることが第8冊から確認できる(註8)。

労働時間に関してはどの鉱業所も2交代制や3交代制を採用しており、時間には差異

が見られる。例えば、A鉱業所は午前5:00から午後2:00まで、午後2:30から午後11:00か12:00までであるのに対し、B鉱業所では午前5:30から午後4:30まで、午後5:00から午前3:00までとなっていた。戦時中ということもあり、現代と比べると労働時間は長い。しかし、これは日本人労働者も同じ条件であった。

先の各鉱業所の共通事項でも紹介したが、会社側は同一作業場に朝鮮人労働者のみを配置することを避けていたのである。理由は日本人労働者と比較して未熟であり、他の作業部面に影響して、作業の進行を不円滑とする恐れがあった為である。

従って、多くの鉱業所は日本人労働者と朝鮮人労働者との混成チームで、作業を行わせたのである。その点を踏まえると、長時間労働のゆえに「奴隷労働」を強いられたという説は、朝鮮人だけでなく、日本人労働者にも当てはまると言わねばならない。

さらに言えば、A鉱業所では休憩時間は食事の際に30分となっているが、実際は仕事の合間の都合を見て食事を取り休憩するので、実働時間は5時間くらいと思われると話している（註9）。

話している者が鉱夫か鉱業所職員か判然としない点と、実働時間5時間は他の鉱業所と見比べても短いという点から考えると、真実であるか疑わしい内容でもある。しかし、重要な点はA鉱業所のように、他の鉱業所も仕事の合間に労働者は休憩できたのではないか、という可能性が浮上してきたことである。それを考えると、実働時間は数字上の拘束時間よりも少なくなることも、考慮に入れておくべきであろう。

しかし、作業現場に日本人と朝鮮人の労働者を一緒にさせたことで、新たな問題も生じた。それは言葉の不通である。十全なコミュニケーションがとれないばかりに、誤解から口論となり、暴行にまで発展した事件も少なくない。そこで、次は鉱業所側が抱えていた悩みを紹介していきたい。

鉱業所側の悩み1(争議に関して)

言葉の不通という問題は、鉱業所全13社共通の悩みであったと言える。『半島人労働者の作業能力に関する科学的見解 炭鉱における半島人労働者』（以後、第9冊と呼ぶ）では、北海道地区と九州地区を比較すれば、前者は日本語を理解する者は3分の1以下であったが、後者は3分の2以上が日本語を理解していたという（註10）。

しかし、九州地区であるK鉱業所では日本語を理解できるかどうかを調査したところ、理解できる者413名（全体の16%）、理解できない者2,037名（全体の79%）、不明79名（全体の5%）であったという（註11）。

こうした日本語を理解しないまま渡日した朝鮮人労働者に対して、各鉱業所は事業所到着直後から日本語を勉強する便宜を図っていた。しかし継続は出来なかった為、「御安全に」や「マイト（ダイナマイトのことと思われる）」といった、必要最低限の職場用日本語しか出来なかった。

こうした背景から、日本人労働者と朝鮮人労働者との間で争議が頻発したのである。

『特高月報』（昭和15年1月）

・福岡県嘉穂郡山田町 山田炭鉱（発生日 昭和14年1月15日 解決日なし）

内地人坑夫が朝鮮人坑夫の怠慢を叱り採炭作業を命じたところ、付近にいた2名の

朝鮮人は内地人の行為に激昂して、内地人坑夫を殴打して全治5日の傷害を与える。
加害者2名は傷害罪として送局する。1月19日起訴猶予となり、本籍地へ送還する。
(戦後問題補償問題研究会編『戦後補償問題資料集 第2集』p.81)

『特高月報』(昭和15年2月)

・北海道空知郡砂川町 三井砂川鉱業所(発生日 昭和15年1月21日 即日解決)
朝鮮人労働者である金壯用が坑内作業中、些細なことから内地人労働者の新出辰次郎と口論となり、殴打される。全治7日の傷害を受けたところ、同僚朝鮮人労働者30名は激昂して、復讐しようと坑内に立ち入り、不穏の氣勢を示した。

所轄署の鎮撫により解決。加害者(新出辰次郎)は傷害罪として検挙送局される。
(戦後問題補償問題研究会編『戦後補償問題資料集 第2集』p.82)

上記のような事件が起こる度に、朝鮮人労務者たちは団体行動を起こすことが多かった。鉱業所側は時に警察の力を借りて事件を鎮めなければならなかった。

こういった朝鮮人労働者の争議に関しては、日本語の通じない異なる民族、しかも炭鉱労働の未経験者であることにきちんと配慮しないままの労務管理が、労働争議の問題を引き起こしたと推測されている(註12)。

警察の関与に関しても、職場での労使紛争も含めて朝鮮人が何か問題を引き起こした場合には、いつでも弾圧しうる体制が築かれていたからだ、としている(註13)。

特高警察の把握によると、朝鮮人の争議件数は1941年154件、1942年295件、1943年324件となっているが、日本内地に配置された朝鮮人の数は増加している。労働争議の発生率、参加率は1939年～1940年の338件より低下していることになる。

1941年以降、争議1件あたりの参加人数が減少していることから、外村氏はこの時期の労働争議が相対的に少なくなっていたのは、根本において暴力性を維持しつつ、労働者を分断しながら管理するノウハウを企業側が身につけていった為であるとしている(註14)。

しかし、先の2件の争議を見ても、暴力で鎮圧した記述はない。『特高月報』には当時の朝鮮人労働者の争議内容が記載されている。それによると、朝鮮人労働者が団結して会社側に要求を出す際に、窓ガラスや電燈を割るなどの器物破損を伴った為に警察が出動したという事例が、少なからず確認できる。その際も、警察側(所轄署)は説示や嚴重訓戒に留めている。

B鉱業所によると、待遇の不良からの紛争ではなく、却って「はれもの」に触れるような態度から、半島人が増長してきたのだという。賭博にふけり、遊びに外出して帰らず、職員がいかに説いても働かないということが増え、次第に入坑率が減少してきていることを危惧している(註15)。

これらの点に留意すると、外村氏の唱える「暴力性を維持しつつ、労働者を分断しながら管理」していた鉱業所の姿は、事実を大きく歪曲するものと言わざるを得ない。

また、李氏の前掲論文では、1939年と1940年に頻発していた賃金問題による紛争は、1941年以降にはほぼなくなり、食糧事情が悪化したことによる紛争が増加した(註16)と指摘している。

李氏のこの指摘が正しいとすると、外村氏が指摘した争議1件当たりの参加人数の減少の背景には、賃金問題から食料事情悪化に伴う紛争へと、問題が移行したことを示しているのではないか。

鉱業所側の悩み2（再契約と逃亡に関して）

鉱業所側が抱えていた悩みは争議だけではない。朝鮮人労働者は2年契約を結んで労働するので、2年後には退職することになっていた。しかし、日本人の多くは徴兵で人手不足となっており、会社側としては朝鮮人労働者には再契約を結んで欲しかったのである。

その為、鉱業所によっては再契約促進策が講じられていた。第8冊を基にした表を以下に掲載するが、ここでも興味深いことが記載されている。

再契約を結んだ者には特別給与（奨励金）を与え、契約更新をしない者にも記念品を授与していたのである。13社中5社のみの記載なので、こうした制度が全国的に主流であったか否かを考察する議論が必要かもしれない。それでも、再契約者へ奨励金を与えていた鉱業所が存在していたことは、留意すべき点である。

・第8冊に記されている朝鮮人労働者に対する再契約促進策（筆者が作成したもの）

鉱業所	再契約促進策
A	契約満了者に対する定着策として再契約者にトランク1個を与えるなど大体他の鉱業所と同様の処置がとられている。
B	再契約者には各50円の奨励金を給与すると共に実費8～9円の写真帳を与え、さらに一時帰鮮者には往復の旅費・弁当代を支給する。 (一時帰鮮しない者はその実費を貯金に繰り入れる) 満期帰鮮者には土産として日の丸の額（実費3円くらい）を与え、記念とする。
C	契約満了前に結盟挺身隊の結成を行い、定着促進を図っている。 再契約期間に応じた奨励金（預金）を与える（30～50円）。一時帰鮮者には往復分の旅費を与える。 再契約期間1年以上の者には約1か月の一時帰鮮を許すが、再び内地（日本）に戻る者は20～30%である。
D	契約期間満了前に警察と協和会が協力して懇談会などを開催して再契約説得を図る。しかし、同情的態度のため却って逆効果だった。 再契約成績は満期者の88%であったが、一時帰鮮者の再渡航ぶりから判断して実際は30%ほど。 再契約者には2年契約者には135円、6か月契約者には30円（一時帰鮮は許さない）程度の賞与を支給する。
E	記載なし
F	契約満了前に出来る限り個々と面談し、再契約を勧誘する。 再契約締結者には賞与金を与える。再契約の上、一時帰鮮を許された者が無断で契約を破棄し、帰山しない割合は30%くらいになる。 契約期間中に父母の病気などの理由で帰鮮した者で帰山した例はないという。

※G～Nは記載なし

さらに注目すべきは、再契約促進策の表にあるC、D鉱業所のように、再契約を結び、一時的に帰国した朝鮮人労働者で日本へ再渡航した者は、2～3割しかいなかったという点である（註17）。つまりは、お金（往復分の旅費や弁当代も会社負担）だけ貰って再契約を一方的に破棄し、朝鮮に帰った者が7～8割にも上っていたのである。これが「奴隷労働者」であろうか。

F鉱業所は7割が職場へ戻ってきていたようであるが、2年契約満了者ではない、雇用契約期間中の朝鮮人労働者の中で、一時帰鮮して内地（日本）へ戻って来た者はいなかったという点から見ても、当時の朝鮮人労働者の規約違反の多さを物語るものと言えよう。

外村氏は『朝鮮人強制連行』にて、日本で2年働いて、その後帰鮮するという契約はほ

とんど実行されなかったと主張し、問題視している（註18）。

北海道立労働科学研究所が戦後に行った聴き取り調査では、「契約期間は2年でそれで帰すのですか」という質問に対して、かつての炭鉱の労務担当職員が「更新するんですよ。本人の希望によって。（笑声）」「更新」だと強くいうのです」と述べている場面がある。このやり取りから、外村氏はほとんど強要によって契約更新がなされていたと見るべきであろう、としている（註19）。

確かに、一次資料である第8冊から見ても再契約した者の割合は高い。先の表のD鉱業所では88%の再契約率であった。A鉱業所も1941年10月の再契約率は68.1%（満期者数72、再契約者49）、同年11月は59.6%（満期者数166、再契約者67）、同年12月は100%（満期者数13、再契約者13）と記載している（註20）。

しかし、既に見たように、CとDの鉱業所では再契約者の7割以上が奨励金や旅費だけ貰って、二度と職場へ帰ってこなかったのである。この逃亡率の高さを見ると、最初からお金を持ち逃げする計画を立てていた者が大勢いたのではないかと勘繰りたくなる。それ故、再契約率も高かったのではないかと推察される。

無論、再契約の強制が全くなかったわけではない。戦争末期になると契約更新の件で争議が発生していたことが『特高月報』に記録されている。再契約に反対して107名が罷業したり、所属隊長と寮長が独断で契約更新をしたという陳情（32名）などが確認できる（註21）。

ただし、以前より指摘されている事柄（註22）であるが、契約期間の2年に達する前に、鉱業所から逃走・退職する朝鮮人労働者が驚くほど多かったのである。

N鉱業所は、第1回の募集で96人が渡航してきたが、2年間に在籍したのは36人で、他の60人は逃亡したと話している（註23）。E鉱業所では一時帰国した者が職場に帰ってこないことを話し、総督府はその点を最後まで干渉してもらわねば困る、と不満を漏らしている（註24）。

K鉱業所は統計的な数字も出している。解雇に関しては、2,529名の移住者中1942年1月下旬在籍数は909名（残存率38.8%）で、逃亡その他の退社数は1,620名（退社率61.2%）となっている。1,620名の退社の大部分は逃亡であり（1,189名＝約73%）、内177名が発見され、そのうち48名が朝鮮へ送還されたという（註25）。

さらに、第9冊ではE炭鉱（第8冊の鉱業所とは別会社と思われる）における内地人と朝鮮人の退職比較を行い、日本に定住するようになった朝鮮人ほど退職率が高くなる点を指摘している。1941年末までの間にE炭鉱へ移住渡航した朝鮮人は約3,000名であるが、在籍数は1,222名で退職者は1,778名となり、退職率は実に59.26%だと紹介している（註26）。

表1を見ると（次頁参照）、全国的に見て逃亡の一番の理由は「扇動勧誘」、即ち別の職場から勧誘を受け、転職する為の逃亡である。朝鮮への帰還ではなくて転職という点が興味深い。

2位が「坑内作業に恐怖」、3位が「計画的渡航（初めから逃亡を計画しての渡日）」となる。2位の理由をもって、当時の労働環境が劣悪であった為に恐怖を抱いて逃亡したという主張があるが（註27）、『特高月報』などを見ていくと、必ずしも「劣悪な労働環境」に起因するものではない事例が散見される。

表1 逃亡理由一覧表 (全国数)

『特高月報』(昭和15年5月～昭和16年12月) 【『戦後問題資料集 第2集』p.94～131】を筆者がまとめた

募集による 労働者	逃走者						送還者						
	逃走者数	左発見数	計画的渡航	都会生活 への憧れ	扇動勧誘	坑内作業 に恐怖	待遇その他 不満	転職	その他	不良	病気	その他	合計
昭和15年5月	5,421	937	618	376	786	999	520	274	1,884	608	476	418	1,502
同年6月	6,112	1,151	672	402	883	1,171	604	280	2,100	701	548	470	1,719
同年7月	8,302	1,403	1,022	590	1,523	1,529	663	360	2,615	833	629	605	2,067
同年8月	10,939	1,845	1,338	811	2,102	2,046	782	518	3,342	1,005	718	781	2,504
同年9月	12,071	2,052	1,492	791	2,395	2,142	862	594	3,795	1,129	803	939	2,871
同年10月	15,392	2,588	1,934	1,085	3,175	2,993	959	1,027	4,219	1,268	962	1,366	3,596
同年12月	17,911	3,089	2,412	1,165	3,590	3,637	1,102	1,245	4,758	1,519	1,246	2,497	5,262
昭和16年1月	19,972	3,300	2,815	1,249	4,081	3,949	1,177	1,485	5,216	1,622	1,338	2,777	5,737
同年2月	21,451	3,445	3,010	1,325	4,365	4,202	1,270	1,749	5,528	1,695	1,487	3,145	6,277
同年3月	23,123	3,653	3,179	1,376	4,732	4,459	1,358	1,983	6,036	1,807	1,616	3,323	6,746
同年4月	23,955	3,854	3,246	1,410	4,877	4,521	1,421	2,062	6,418	1,859	1,675	3,439	6,972
同年5月	27,859	4,409	3,775	1,799	5,596	5,223	1,543	2,323	7,600	1,985	1,416	3,829	7,730
同年6月	30,437	4,838	4,183	1,940	6,163	5,707	1,620	2,647	8,177	2,135	1,997	4,343	8,475
同年7月	33,152	5,144	4,565	2,164	6,728	6,107	1,754	3,216	8,599	2,273	2,075	4,686	9,034
同年8月	35,966	5,657	5,040	2,480	7,453	6,642	1,941	3,417	8,992	2,321	2,158	4,769	9,248
同年9月	38,364	1,912	5,318	2,602	8,319	7,156	1,968	3,537	9,464	2,436	2,273	5,037	9,746
同年10月	40,365	6,290	5,609	2,791	9,102	7,731	2,100	3,680	9,352	2,571	2,540	5,588	10,699
同年11月	41,854	6,674	5,738	2,984	9,625	7,916	2,166	3,724	9,701	2,724	2,634	5,796	11,154
同年12月	43,031	6,956	5,946	3,058	10,062	8,026	2,300	3,687	9,952	2,761	2,801	7,369	12,931

昭和16年9月の1,912は5,912の間違いか？

p.96に記入間違いの記述が1か所のみであるが存在する（愛媛県の移住者数）。

昭和15年9月の表では京都が抜けている。

昭和16年9月の表では広島が抜けている。

例えば、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第4巻』（1967年）には、1938年11月8日の北海道空知郡歌志内村住友歌志内鉱で起こった争議に関する、次のような記録がある。金有植（23）が班長であることを盾に坑内作業嫌忌を申し出て、「自分は今更坑内に入り労働するくらいなら朝鮮に帰る」と会社側に申し出たのである（註28）。

同年10月23日の岩見沢新幌内鉱業所では、李栄弥、金鎮弼が坑内作業に恐怖を感じ、入坑を拒否した（註29）。

第8冊では、F鉱業所の話として、初めて仕事に就く半島人に楽な仕事をさせると、その後の危険な仕事（採炭など）に行きたがらなくなってしまうとある（註30）。

このような事例を見ると、単純に「坑内作業は危険と言われているから行きたくない」という考えから、入坑を拒否しているように思える。例えば、「高層ビルの窓ガラス清掃は危険が伴うからやりたくない」という心情と似ている。確かに危険が伴う仕事であるが、それをもって高層ビルの窓ガラス清掃作業が「劣悪な労働環境」と定義するには、無理があるだろう。

「坑内作業に恐怖」もそれに似た要素が含まれており、坑内作業は危険を伴うのでやりたくないと考え、逃走に至ったケースもあると考えた方が良いだろう。では、具体的に何を以て「劣悪な労働環境」と定義すれば良いだろうか。

この場合は、「事故率」の多寡をひとつの基準にすることが出来るだろう。事故率が高ければ、十分な設備、指導が施されていないと見なして、「劣悪な労働環境」と認識しても問題はないはずである。

それでは、実際の事故率はどうなっていたのであろうか。

・第8冊より災害報告を筆者がまとめた表

鉱業所	災害（単位が件か人か不明の場合は数字のみ記載）
A	昭和16年度（1年間合計）
	内地人：死亡33（比率0.05％）重傷5（比率0.007％） 半島人：死亡9（比率0.07％）重傷1（比率0.008％）
B	昭和16年（1年間合計）
	内地人：死亡94（0.16％）、重傷512（0.87％） 半島人：死亡39（0.31％）、重傷170（1.34％）
C	昭和16年（1年間合計）
	内地人：死亡28（0.04％）、重傷11（0.01％） 半島人：死亡13（0.05％）、重傷4（0.01％）
D	昭和16年（1年間合計）
	内地人：死亡7（0.06％）、重傷2（0.02％） 半島人：死亡7（0.18％）、重傷なし
E	昭和16年（1年間合計）
	内地人：死亡6（0.05％）、重傷16（0.12％） 半島人：死亡4（0.09％）、重傷11（0.27％）
F	昭和16年（1年間合計）
	内地人：死亡4（0.03％）、重傷99（0.62％） 半島人：死亡2（0.04％）、重傷49（0.90％）

尚、左の表は坑内・坑外を合わせた災害率となっている。注意したい点は、死亡者や重傷者を出した、比較的被害の大きかった事故しか、ここには記載されていないことである。死者の出なかった、あるいは軽傷者しか出さなかった事故は含まれていない可能性が高い。

それは、表一番下のN鉱業所が他の鉱業所と比較にならない程の事故件数を提示している点を見ると分かり易いのではない。こちらの鉱業所は軽傷者のみ、又は怪我人なしの事故も含めて報告したからこそ、千件を超える災害件数となったのであろう。

このように考えると、N鉱業所

G	資料なし。 坑内においては半島人の方が災害の度合いが多い。
H	資料なし 災害の状態は内半区別がない。
I	昭和16年（1年間合計） 内地人：死亡0、重傷0 半島人：死亡16、重傷17（比率不明）
K	記載なし
L	1年間の合計であるか不明。 死者、重傷者、病人含めての合計数。 内地人36、半島人22
M	昭和16年12月末 内地人災害件数49件 半島人災害件数6件（比率不明）
N	昭和16年（1年間合計） 災害1807件（内鮮合計と思われる）

以外は「死者・重傷者率」を提示しているだけではないだろうか。

従って、1%を切っている数字ではあるが、純粋な「災害率（事故率）」を申告しているとは考えにくい。実数はこれよりも大きくなると考えた方が良いでしょう。しかし、これは発想を転換すれば、死亡や重傷を負う大きな事故の発生率は、全体的に低かったと言うことが出来る。また、大きな事故の被害に遭う日本人と朝鮮人の比率の記載を見ても、そこに大きな差が無いことも見て取れる。

勿論これは、第8冊に記載されている内容を見ての考察に過ぎない。朴慶植氏は『朝鮮人強制連行の記録』の中で朝鮮人労働者の高い災害率を紹介しているのである（註31）。

即ち、これによって当時の朝鮮人労働者たちが劣悪な環境の下で働かされていたと主張していたのである。

確かに、朴氏も使用した資料である第9冊にはそのような記述がある。「半島労務者の災害は確かに多い。某製鋼所では内地工員の1割に満たない人員である半島人労務者が総災害の35%を占めている（註32）」という個所がそれである。

朝鮮人労働者の高い災害率の原因は、不注意・認識不足・要領の悪さであると、第9冊は挙げている。しかし、これには続きがある。以下に引用したい。

但し、以上の傾向は必ずしもこれを以て本質的なものとは云へないのであって、（中略）今若し半島労務者が従来見られる如く特に条件の悪い部署に於て従事するを余儀なくされていることを考慮するならば、以上の点は多少の修正を要する事となるのである。北海道某々炭坑は半島労務者の取扱い・訓練に於て極めて親切な所であるが、果して同所に於ては内地人坑内夫の災害率1.6%に対して半島人坑内夫のそれは0.9%であって却って低率を示している。又原因別比較に於ては何ら差が認められていない。（第9冊 p.18）

上記のように、確かに比較的危険な部署で朝鮮人労働者は働いていたようであるが、要は鉱業所が施す訓練次第であったのである。紹介されているように、日本人労働者よりも災害率が低かった鉱業所も存在していたことを見落としてはならない。

・第8冊に記されている朝鮮人労働者逃亡防止策（筆者が作成したもの）

鉱業所	逃亡防止策
A	逃亡防止策として、寮では一人ひと月10円以上の小遣いを手渡さないようにしている。同様に、自動車利用者には寮又は労務課より証明書を交付して許可しているなど。逃亡者数は一般にひと月20人位で、逃亡比率は66%。
B	渡航半年後くらいが最も逃走率が高く、当山平均逃走率は15%程。 逃走防止策として労務課員数名で警戒に当たらせる。特に停車場及び列車中の警戒を厳にしている。 日常外出区域を定め、列車を利用する者に対しては寮長より証明書を交付する。
C	逃亡防止策として警察と連絡を取り、内地人で夜警を行う。 列車内に警戒員を配置し、平常の外出範囲を定める。それより外部に出るときは、寮長あるいは労務課発行の旅行証明書が必要となる。 逃亡率は出身地によって差異があるが、2年間平均で15%以上（統計表では30%）が逃亡し、発見は困難である。
D	午後6時までに寮に戻らねばならないが、実行されていない。 外出範囲の制限も人数が多くなり実行されず、自動車を利用する者だけ外出証を発行の上許可している。 2年間に平均20%が逃走している。また、勧誘人に対する警戒を厳にする必要があるとして、半島労働者は勧誘されて直ちに逃走する者は少なく、その後適当な機会を狙って逃走する。
E	自動車出発の度に監視し、列車内を巡視する。 内地人勧誘員に対する警戒も怠らず、怪しい半島人には行き先を尋ねたり、尾行したりする。 列車使用の者は寮より証明書を発行してもらい、15円以上渡さないようにしている。
F	警戒員4人（1人は半島人）を主として列車内の警戒に当たらせる。 逃亡を幫助する内地人勧誘者にも警戒する。 自動車を利用する際は、寮長の証明を受け、駅前案内所に帰山時間も一緒に届け出る。 昭和14年10月移入の211名中2年間で逃亡者14名。当山は比較的低確率（6.6%）と指摘する。逃亡者の発見は困難。

※G～Nは記載なし

逃亡の話に戻るが、こうした契約期間満了前に逃亡する朝鮮人労働者の多さに鉱業所側は頭を悩ませていた。その結果として、逃亡防止の為に朝鮮人労働者を監視するという対策を立てた。具体的な逃亡防止策は上の通りである。

こうした鉱業所側の逃亡対策を、外村氏は「人権無視の監視」と表現している（註33）。確かに行き過ぎた監視体制を敷いた所もあったであろう。

しかし、重要な点は「なぜ鉱業所が人と時間を割いてまで、朝鮮人労働者を監視するような行動を起こしたのか」を考えることである。その理由は、多くの朝鮮人労働者が契約期間内に逃亡してしまうからであり、鉱業所はその対策を行わざるを得なかったのである。

第8冊では、鉱業所の購買部にて購入した日用品を転売して、逃走の資金にした者が出たとしている（H鉱業所）。その為、昔は朝鮮人労働者の品物購入には無干渉だった鉱業所側も、20円以上の品物は許可制にするなど購買干渉を行い、必要なものだけを買わせるようになったという（註34）。

給料日に現金で10円以上渡さず、残りは貯金・送金させる（次頁の表2参照）という背景にはこうした理由が存在していたのである。大金を手にした朝鮮人労働者は逃亡する恐れが高いということを、多くの鉱業所が認識していた。

また、通常の外出範囲よりも遠出の場合（列車を使用するなど）は、許可証を申請させるなどして逃亡を警戒していた。これは裏を返せば、朝鮮人労働者は元から外出の自由が認められていたことの証明でもある。外出の自由が無ければ、「通常の外出範囲」など定められるはずがない。

ちなみに、朴氏の『朝鮮人強制連行の記録』や外村氏の『朝鮮人強制連行』では朝鮮人労働者の労働環境を「タコ部屋」と表現している（註35）。奴隷的な過酷な労働制度下で蛸壺に入ったタコのように脱出できないという意味で用いられていると思われる。

表2 その他（お金関連）

・第8冊に記されている項目を筆者が作成したもの

鉱業所	寄宿舍関連	貯金・送金
A	内鮮両新聞を備えているが、何人利用しているか疑問。 半島語雑誌、絵本等はすぐに紛失する。 寮長は原則として軍隊出身者の内地人から選ぶ。半島語の分かるものだと却って失敗した例がある。 部屋は8畳、11畳、14畳のものがあり、8畳には3人、11畳、14畳には6人以下の標準で収容する。 浴場は終日開く。	給料は寮長からの手渡しであるが、一人ひと月10円以上を渡さない。 残りは貯金又は送金させる。2年の契約期間満了後、最高1,300円を蓄えて帰国した例がある。 10円の小遣いの主な使途は飲食費、賭博などであると言われている。
B	半島労務者は渡航後全員寮へ収容、家族呼び寄せは6か月後くらいに許可を出す。 寮長には半島事情・坑内外のことに精通する内地人職員を置く。 寮には新聞雑誌の備え付けはなし。 毎月布団貸与料一人30銭と食費一人一日45銭を徴収する。	寮長から給料が支払われるが、各人の貯金・送金の額を本人と談合の上決定し、残りを手渡している。 送金・貯金額は昭和15年平均月一人送金額44円30銭。平均月一人貯金額29円23銭。
C	各室5～20人を収容する。寮長は原則内地人社員。 逃走、扇動、喧嘩、賭博など秩序を乱した半島人を収容、善導するための「清心寮」がある。収容日数は60日以下。収容中は禁煙禁酒、外出禁止、物資運搬の奉仕などに従事する。食事は通常。10人に1人は改善せず、その場合は送還帰国させる。	原則として寮長から手渡し、小遣い10円以下に止めて他は貯金・送金にあてる。 送金も原則として20～30円以下とする。 小遣いの主な使途は煙草、酒、洋服など。
D	寮長は半島事情に通じる内地人から任命する。 食費一人一日45銭（不足分は会社が補給）、一人ひと月電燈料その他50銭、入浴料30銭、協和会費10銭、親友会費10銭、銃後後援会費6銭が徴収される。 寮内に罰則は特にないが、賭博取り締まりには最も腐心されている。	寮長からの手渡しで、金額の制限は無し。 一人1か月貯金額平均13円9銭。 〃 送金額平均29円72銭。
E	1室20畳につき10人収容。寮長は半島語が分かり、半島事情に精通する者から選ぶ。 食費一人一日55銭（不足分は会社が補給）徴収する。	記載なし
F	寮長は内地人が務めている。 食費一人一日47銭、布団貸代3銭を徴収する。 外出時間に制限なし。寮における罰則なし。 浴場付属せず、社宅用の者を内鮮混用で共同使用する。	寮長の証明で適額を渡す。 使途は一般に市街地に出ての飲食、映画観覧などが主である。
G	住居は2戸建以上330棟1,993戸。寄宿舍は33棟。一日一人賄料45銭。	記載なし
H	21畳部屋には15～16人、10畳部屋には9人収容。 購買部にて日用品全般を扱う。品物の購買は干渉して、必要なものだけを買わせる。昔は無干渉だったが、転売して逃走の資金にした者がいた為、今は20円以上の品物は許可を必要とする。	給料は渡した後すぐに貯金・送金をさせる。
I	記載なし	記載なし
K	記載なし	記載なし
L	購買証明帳により会社配給所から購入する。	30円は毎月強制的に貯金させる。 年間1,000円蓄える者が多数。
M	記載なし	記載なし
N	記載なし	記載なし

しかし、既に見てきたように、場所によっては期間契約満了前の逃亡・退社が60%に上る（第8冊A・K鉱業所、第9冊E炭鉱など）状態で「脱出不可能」という表現は正確であろうか。

おわりに

以上、奴隷労働者を想起させる、朝鮮人を「強制連行」し、「強制労働」させたとする説の源流を作り出した朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』でも使用された一次資料を見直してみた。李宇衍氏が既に民族差別による賃金格差を否定しており、朴氏の考察を批判している。

本稿ではさらに「娯楽関連」や「再契約促進策」、「逃亡防止策」などに注目した。総じて言えることは、ほぼ全ての鉱業所は朝鮮人労働者が住みやすい環境を提供しようと努力していた、ということである。彼らは企業として朝鮮人を雇い、契約に基づいて賃金を支払っていた。そこには、徴兵で減りゆく日本人労働者の代わりに働いてもらい、日本人と遜色のない生産を上げて欲しいという願望があったことだろう。

だからこそ鉱業所側は朝鮮人労働者の為に娯楽を用意したし、再契約を結んでもらう為の特典を考えたのである。逃亡は労働力の低下になるし、労働力の低下は生産力の低下に繋がる。だからこそ、逃亡防止策としての監視が行われた。

勿論、鉱業所の中には行き過ぎた管理体制を敷いた所もあったであろう。しかし、一次資料に記されている内容を無視して、戦時朝鮮人労働者を「奴隷労働者」と結びつけることは許されない。

戦後の、「日本に無理やり連れてこられ、奴隷のように働かされた」という内容の証言は十分に注意して用いなければならない。既に指摘されていることではあるが（註36）、朴慶植氏は日本を批判する目的で『朝鮮人強制連行の記録』を書いたのではない。

朴氏は日韓国交正常化の阻止と破壊の為に日本批判を行ったとされている。彼は日本の朝鮮学校、朝鮮大学の教員であり、これらは北朝鮮の強い影響下にある。

日本は悪であり、その悪と手を結ぶ韓国政権（朴正熙）も悪なので、この二つの悪が手を結ぶことを阻止しなければならない、と主張する。もし、日本と韓国が条約を結べば、アメリカも韓国側につくことになり、日米韓の資本主義が北朝鮮に流入する可能性が出てくる。それを、共産主義である北朝鮮は回避したかったのである。

つまり、朝鮮人を「強制連行」し、「強制労働」を強いたとする説のバイブルである『朝鮮人強制連行の記録』は、北朝鮮のプロパガンダ本の性格を有していたのである。1965年に日本で出版された同書であるが、韓国で出版されたのは2008年で、しかも原文である日本語版文章が一部書き換えられているのだという。

例えば、「アメリカ侵略者」が「米国」に変更されていたり、「売国奴朴正熙一味」の「売国奴」が削除されている（註37）。こうした点を踏まえると、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』に登場する証言の信憑性も再考しなければならないだろう。

今後、戦時朝鮮人労働者は「奴隷労働」を強いられた者、という風潮を広めようとする活動は活発になるであろう。沈黙したままでは、慰安婦問題のような禍根を日韓双方に残すことになる。一次資料を基にした歴史考察を、積極的に発信していかなければならない。

本稿はその手始めとして、戦時朝鮮人労働者を「奴隷労働者」と見なす通説が、事実と如何にかけ離れたものであるかを、一次資料に依拠しつつ、明らかにせんとしたものである。

注

- (1) 李宇衍「戦時期日本へ労働動員された朝鮮人鉱夫（石炭、金属）の賃金と民族間の格差」（収録：『エネルギー史研究：石炭を中心として 32』2017年）、p.72
- (2) 労働科学研究所『労働科学研究所報告 第1部 工業労働及労働管理 第8冊 半島労働者勤労状況に関する調査報告』労働科学研究所、1943年、p.115
- (3) 同上、p.73
- (4) 同上、p.93
- (5) 外村大『朝鮮人強制連行』岩波新書、2012年、p.159
- (6) 前掲『第8冊 半島労働者勤労状況に関する調査報告』、p.14
- (7) 内務省警保局保安課編『特高月報』昭和18年度分、政経出版社、p.105
- (8) 同上、p.140
- (9) 同上、p.14
- (10) 労働科学研究所『労働科学研究所報告 第1部 工業労働及労働管理 第9冊 半島人労働者の作業能力に関する科学的見解 炭鉱における半島人労働者』労働科学研究所、1943年、p.3
- (11) 前掲『第8冊 半島労働者勤労状況に関する調査報告』、p.61
- (12) 前掲『朝鮮人強制連行』、p.65
- (13) 同上、p.52
- (14) 同上、p.161～163
- (15) 前掲『第8冊 半島労働者勤労状況に関する調査報告』、p.19
- (16) 前掲「戦時期日本へ労働動員された朝鮮人鉱夫（石炭、金属）の賃金と民族間の格差」、p.68
- (17) 前掲『第8冊 半島労働者勤労状況に関する調査報告』、p.137、142
- (18) 前掲『朝鮮人強制連行』、p.111
- (19) 同上、p.156
- (20) 前掲『第8冊 半島労働者勤労状況に関する調査報告』、p.127
- (21) 前掲『特高月報』昭和19年度分、p.59
- (22) 西岡力「朝鮮人戦時動員に関する統計的分析」（『歴史認識問題研究』第2号） など
- (23) 前掲『第8冊 半島労働者勤労状況に関する調査報告』、p.121
- (24) 同上、p.94
- (25) 同上、p.61
- (26) 前掲『第9冊 半島人労働者の作業能力に関する科学的見解 炭鉱における半島人労働者』、p.51
- (27) 前掲『朝鮮人強制連行』、p.158
- (28) 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第4巻』三一書房、1967年、p.1225
- (29) 同上、p.1228
- (30) 前掲『第8冊 半島労働者勤労状況に関する調査報告』、p.44
- (31) 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社、1965年、p.92
- (32) 前掲『第9冊 半島人労働者の作業能力に関する科学的見解 炭鉱における半島人労働者』、p.17
- (33) 前掲『朝鮮人強制連行』、p.64
- (34) 前掲『第8冊 半島労働者勤労状況に関する調査報告』、p.154
- (35) 前掲『朝鮮人強制連行の記録』、p.183及び『朝鮮人強制連行』、p.160
- (36) 崔碩栄『韓国「反日フェイク」の病理学』小学館新書、2019年、pp.181～186 など
- (37) 同上、pp.184～185